

兵庫県防災会議専門委員会等運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県地域防災計画にかかる地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策、原子力災害対策及び大規模事故災害対策並びに防災関連計画の作成等について専門的見地から調査、検討するため、兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）に設置した次の総合部会及び専門委員会（以下「委員会等」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 総合部会
- (2) 海上災害対策計画専門委員会
- (3) 原子力防災計画専門委員会
- (4) 大規模事故災害対策計画専門委員会

(検討事項)

第2条 委員会等は、地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策、原子力災害対策及び大規模事故災害対策並びに防災関連計画の作成等に関する次の事項について、専門的見地から調査、検討する。

- (1) 総合部会
  - (ア) 防災・減災活動の基本方針に関すること
  - (イ) 兵庫県南部地震の分析に関すること
  - (ウ) 地震による被害想定に関すること
  - (エ) 地震災害及び風水害等にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
  - (オ) 地域防災計画及び防災関連計画の作成に関し必要なこと
- (2) 海上災害対策計画専門委員会
  - (ア) 海上災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
  - (イ) その他地域防災計画（海上災害対策計画）の作成に関し必要なこと
- (3) 原子力防災計画専門委員会
  - (ア) 原子力災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
  - (イ) その他地域防災計画（原子力防災計画）の作成に関し必要なこと
- (4) 大規模事故災害対策計画専門委員会
  - (ア) 大規模事故災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
  - (イ) その他地域防災計画（大規模事故災害対策計画）の作成に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会等は、兵庫県防災会議会長（以下「会長」という。）が指名する防災会議専門委員をもって次のとおり構成する。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| (1) 総合部会             | 20 人以内 |
| (2) 海上災害対策計画専門委員会    | 10 人以内 |
| (3) 原子力防災計画専門委員会     | 10 人以内 |
| (4) 大規模事故災害対策計画専門委員会 | 10 人以内 |

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 総合部会においては、上記 2 から 4 の規定について「委員会」を「総合部会」に、「委員長」を「部会長」に、「副委員長」を「副部会長」に読み替える。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、専門委員、幹事及びその他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 総合部会においては、上記 1 から 2 の規定について「委員会」を「総合部会」に、「委員長」を「部会長」に読み替える。

(報告)

第 5 条 部会長又は委員長は、防災会議に議事の経過または結果を報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会等の庶務は、兵庫県危機管理部総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、部会長又は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 3 月 25 日から施行し、専門事項に関する調査の完了をもって終了する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。